

令和6年度廃棄物焼却施設における排ガス等のダイオキシン類の行政検査結果

No	工場又は事業場名	施設の所在地	能力	採取年月日	排ガス		燃え殻・ばいじん		基準
					測定結果 ng-TEQ/m ³ N	基準 ng-TEQ/m ³ N	燃え殻	ばいじん	
							測定結果 ng-TEQ/g	測定結果 ng-TEQ/g	
1	日本製紙(株)	岩国市飯田町二丁目8番1号	213 t/日	R6.12.17	0.0000036	※ 0.1 (0.1)	0.0000072	0.00011	3
2	柳井化学工業(株)	柳井市柳井1574番地5	79.2 t/日	R6.12.23	0.00029	※ 1 (1)	—	—	
3	東ソー(株)	周南市開成町4530	31.2 t/日	R7.1.14	0.0030	※ 10 (4)	—	—	
4	東ソー(株)	周南市開成町4560	630 kg/h	R7.1.15	0.000048	※ 10 (3)	—	—	
5	(株)ベールポリエステルプロダクツ	防府市鐘紡町4番1号	446 kg/h	R6.12.24	0.00012	10	0.000041	0.00087	
6	UBE三菱セメント(株)伊佐セメント工場	美祢市大嶺町東分字甲ノ上	9000 t/日	R7.1.20	0.00058	※ 1 (0.1)	—	—	
7	太平洋マテリアル(株)	山陽小野田市大字小野田6296-1	275 t/日	R7.2.3	0.00063	1	—	—	
8	ジェムカ(株)	萩市大字福井上字萩の浴2773番1	90 t/日	R7.1.21	1.4	※ 1 (0.5)	0.023	1.7	

注1 排ガス基準 単位：ng-TEQ/m³N

処理能力	新設の基準	既設の基準
4 t/時 以上	0.1	1
2～4 t/時	1	5
2 t/時 未満	5	10

新設：平成9年12月1日以降に設置（許可申請）した施設

既設：平成9年11月30日までに設置（許可申請）した施設

※：平成10年6月17日以降に設置（許可申請）した施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理に関する計画に記載された数値（表中排ガス基準欄の（ ）内の数値）が維持管理に関する基準になる

注2 燃え殻、ばいじんについては、3 ng-TEQ/gを超えるダイオキシン類を含む場合は、特別管理廃棄物に該当し、適正に保管するか、その処分を行うことができる特別管理産業廃棄物処理業者に処分委託することとなる。